

平成29年度 事業計画書

社会福祉法人 明成会

目 次

1	事業方針	1 頁
2	障害者支援施設オイコニア	3 頁
3	相談支援事業所オイコニア	11 頁
4	グループホーム笑和	13 頁
5	デイサービスセンター緑林荘・さくら貝	14 頁
6	居宅介護支援事業所りょくりん	18 頁
7	配食サービス	19 頁
8	職員研修	20 頁
9	広報活動	21 頁

平成29年度 事業方針

社会福祉法等の一部を改正する法律の施行により、社会福祉法人制度改革として、昨年に引き続き今年4月、①社会福祉法人の経営組織の見直し、②社会福祉法人の財務規律の強化、③行政関与の在り方について見直されることとなった。

新しく認可を受けた定款の施行に伴い、役員、理事会、評議員会の権限や責任が明確になり、評議員会による理事等への牽制機能は、高い公益性・非営利性を担保するための重要な柱とされている。今年度は、理事8名、監事2名、評議員11名の内、新たに理事4名、監事1名、評議員7名が就任予定となり、約半数が入替るなか評議員数も見直し、自律的に適正な法人運営に努めることとする。

また、平成28年度決算をもって「社会福祉充実残額」を算出することとなるが、現時点では「社会福祉充実計画」を作成しなければならない可能性があり、「社会福祉充実計画」の作成にあたっては、顧問税理士の意見を聴きながら社会福祉事業の充実を図るための計画づくりを検討する。

一方、社会環境の変化に伴う、多様化・複雑化する地域の福祉ニーズに対応すべく、社会福祉法人として、地域社会に貢献していくために地域福祉の取組みを推進していかなければならない。4月から新たな事業として共同生活援助「グループホーム笑和」の開設に合わせ「相談支援事業所オイコニア」を移転し、在宅の障害者を対象に支援の拡充を目指し、今後は障害者から高齢者まで相談受付対応できるように「居宅介護支援事業所りょくりん」も含めた総合的な相談支援体制の構築に向け取り組む。

平成29年度は以下の項目をより力を入れて取り組むこととする

○「グループホーム笑和」開設

4月1日、落成式典を開催し地域住民等に内覧会を行った後、順次ご利用者を受入れ、約半年後の満床を目指しグループホームを運営していくが、初年度は特に厳しい経営状況が予想される。そのため、ご利用者数に応じた職員配置と年間利用率の向上に努めながら、相談支援事業所オイコニアとも連携を図り、ご利用者の確保に努め新たな地域福祉サービス事業を展開していく。さらに、作業所開設に向け引き続き検討していく。

○内部管理体制の整備

法人のガバナンスを確保するために、内部管理体制を整備することが求められている。そのため、経営に関する管理体制として「理事会運営規程」や「評議員会運営規程」等の作成、職務分掌・決裁権限の見直し、リスク管理に関する体制及び規程を整備し、内部管理に係る本会に必要な規程の策定及び見直しを図る。

○人事制度の見直し

平成23年4月に人事制度を見直し6年が経過したため、平成30年4月「新」複線型人材マネジメント制度導入に向けた人事制度の見直しと多様な働き方ができる雇用形態を

取り入れた働きやすい環境を整える。さらには、給与制度の見直しも行い、キャリアアップと処遇改善を分りやすく示すことができるよう検討する。

○法人研修体系の充実

職務等級制度を踏まえた階層別研修として、等級に合わせた研修プログラム、外部講師による専門的な研修、施設内研修に取り組む。昨年度に引き続き、第一線マネージャーの中間管理職の育成を目的に次期リーダーとして期待する職員を対象に年間3回、専門的な研修を実施する。また、人事評価者研修を実施し、人事制度について再度学習することで評価目線を統一し適正な人事評価制度の運用が行えるよう取り組む。

さらに法人内の事業所交換研修を実施することで、お互いの事業所の理解と職員間の情報共有を図り、組織力を高める。

○福祉避難所運営訓練を通じた地域の防災活動

今年度も仁井田地区の自主防災組織と連携を図り、地域住民や行政などと一体となって福祉避難所としての役割や運営など防災意識の向上を目指し、福祉避難所運営訓練（9月末頃）を実施する。地域住民の理解と参加（協力）を通し、地域との“つながり（関係性）”強化に取り組み、地域の共助の力を伸ばしながら安心して生活できる地域づくりに取り組む。

○平成29年度のテーマ「福祉と夢を語る」

昨年度に引き続き、経営理念・経営方針のもと3か年計画の最終年度、経営目標を達成するため、今年度は『福祉と夢を語る』をテーマに取り組む。“ご利用者の夢の実現”を経営方針とするなか、福祉に携わる者として、自分自身の夢や希望の実現を目指し自己成長していけるよう、一人ひとりがお互いに「福祉と夢」を語りながら仕事に取り組む。

[障害者総合支援法による障害福祉サービス事業]

《障害者支援施設オイコニア》

ご利用者の自己決定と自己選択を尊重しながら、夢の実現にむけた良質かつ安心、安全なサービス提供に心がける。また、創作活動の充実や社会活動、機能訓練等による身体機能の維持、向上を図りながら、ご利用者一人ひとりが持つ能力を十分に発揮できるような、その人らしい空間を提供するなど、ご利用者にとって過ごしやすい環境となるよう配慮し、より自立した生活ができるような取り組みをしていく。

日中活動事業である生活介護サービスについては、サービス内容の充実にむけて、支援体制の構築を図りながら、日中活動支援プログラム、地域活動プログラムの見直しを行い、地域住民や家族等との交流を図る。また、訓練室とも連携しながら、個別支援体制の充実を図るとともに、地域移行への実現が可能となるようご利用者と話し合い、自立に向けた支援を進めていきたい。

居住支援事業の施設入所支援については、ご利用者のプライバシーの尊重に努めつつ、より快適で自立した生活ができるような環境設定に取り組む。また、業務を見直すことで、標準化を図るなど、質の向上に向けた取り組みを行う。

今後も障害福祉制度の動きを確認しながら対応を図り、ご利用者が安心、安全に生活ができるように支援する。

1 日常生活支援

ご利用者個々のニーズに応じた適切な福祉サービスの提供ができるよう、環境の整備、及び情報提供等を行いながら、生活の質の向上、問題解決能力の向上を引き出し、より自立した生活の場の確保を図り、目的達成に向けての支援をする。

① 相談・支援活動

ご利用者との信頼関係を築き、ご利用者の心身の状況、その置かれている環境などの把握に努め、ご利用者やご家族に対しその相談に応じ、必要な助言その他の支援を行う。また、ご利用者や他の職員、関係者から情報を収集し、ご利用者と問題の原因・性質を多角的に検討し、ご利用者の要望を聞きながら問題解決に努める。

避難スペース等を活用し、地域で生活をしている障害者や障害児との交流ができる地域活動、及び相談支援へと繋がるような活動を行っていく。

② 個別生活支援計画

ご利用者の状況やニーズに応じた適切なサービス提供をするための支援計画を作成・実施していく。そのために必要となるアセスメントは確実にを行い、生活していくうえで解決すべきニーズを明らかにしていくよう努める。さらに作成・実施された支援計画をモニタリングのもと修正をしていき、ご利用者一人ひとりが、その人らしく過ごすことができる支援計画の作成に心がけていく。

また、3ヶ月に1回の定期的な個別生活支援計画の策定、見直しを行い、その際に開催されるケアカンファレンスには担当者、もしくは主任・副主任生活支援員が必ず参加し、援助方針について討議を行い、ズレが生じないように努める。さらに地域移行を考えているご利用

用者や、身体レベル等の低下により特別な支援を望むご利用者には、ご家族にも参加を促し、ご利用者の夢や希望が実現できるよう支援する。

③ ライフサポートケア

ご利用者がより安心・安全で快適な生活が送れるように5つの委員会が定期的な会議の開催を行い、継続性のある内容の濃い活動へと繋げていく。さらに、各班に専門的な知識と技術を高めるとともに、事例研究を取り入れ、各専門職種間の連携を強化しながら、ご利用者個々のニーズに沿った日常生活の充実が図れるよう努める。

(ア) 日中活動委員会

「みんなが楽しい、自分も楽しい」を大きなテーマに、日々の生活の中で、ご利用者と職員が楽しみを共有できる時間をもてるよう活動していく。また、来年、再来年と継続的な活動ができるように、ご利用者が「何を楽しみにしているか」「やりたいことは何か」アンケートの結果をもとに、ご利用者のニーズに寄り添いながら活動の質の向上を目指す。今年度は特に、季節に合わせた外出支援を増やし、季節感を感じられるような取り組みを積極的に行っていく。

さらに、楽しいと思える活動が増え、その中でやりたいことが見付き、それが夢となり、その夢の実現に向けた支援を行う。

(イ) 安全対策委員会

ご利用者の安全確保に対する職員の適正な意識の確立を行い、リスクマネジメントに取り組む。また、職員個々の技術の向上を図り事故防止に努めるとともに、施設内感染が発症しないようマニュアル等の見直しを図り、事故報告書状況分析と集計を行いご利用者の安心、安全なサービス提供に努める。

(ウ) 介護技術委員会

「ご利用者と職員が共に安心できる支援を行う」と意識を持って目の前のご利用者に向き合い今後も安心できるケアに努める。また、ノーリフトケアに積極的に取り組み、福祉用具を職員全員が活用できる技術を習得する。

(エ) 業務見直し委員会

職員へのアンケートの実施を行い、支援にばらつきがないように業務の見直しを図る。また、業務内での無駄な時間をはぶきご利用者への支援が安定して提供できる環境をつくる。

④ 懇談会

ご利用者がより安心して快適な生活ができるよう、利用者自治会役員懇談会、利用者懇談会等を定期的で開催し、意見や要望を聞く機会を設け、ご利用者からの要望が反映できる取り組みを行う。

⑤ 苦情解決

苦情窓口と解決のための第三者機関を明確化し、ご利用者の苦情に対し誠実に速やかに対処するよう努める。今後も第三者委員には定期的な訪問を実施してもらい、ご利用者本位のサービス提供ができる体制の確保を行う。

2 健康機能の維持、体調管理

ご利用者の加齢に伴い、身体機能、ADLの低下が予想されるとともに、基礎疾患の重症化、合併症の併発、褥瘡の発症リスクも高くなることが考えられる。特に肺炎リスクの高いご利用者が救急搬送により入院するなど呼吸器系の合併症が増加傾向であり、吸痰技術のレベル向上や異変の早期発見、緊急時の対応等を現場職員が日々研鑽に努め、今後も観察を行いながら引き続き支援をする。その他、環境条件の影響やストレスなどにより、病態の重篤化へと移行するリスクが高く、ご利用者一人ひとりの原因疾患の他に、現時点での現症を把握し、職員に状態把握と理解、協力を求めていく。

① 健康診断と健康保持増進

ご利用者健康診断・・・胸部レントゲン（年1回）

採血 検尿（年2回）

他各種検診（婦人科、胃カメラなど）希望者への支援

嘱託医にて随時週2回（水、土）診察と健康指導

体重測定・・・毎月1回

血圧測定・・・週1回以上

インフルエンザ予防注射・・・ご利用者、ご家族に同意を得た上で希望者に実施

高齢者肺炎球菌ワクチン・・・対象ご利用者にはご本人、またはご家族に通知し希望者に実施

定期的歯科検診・・・・・・・・・・医師及び歯科衛生士による検診指導

職員健康診断・・・・全職員（4月）・胸部レントゲンと心電図（40歳以上）

採血・検尿（夜勤者は年2回）・腰痛検査

インフルエンザ予防注射

② 感染予防対策

- ・ 感染症手洗い、うがいの励行を周知徹底する。
- ・ インフルエンザ、ノロウイルスの発生しやすい11月から2月は特に他職種と協力し最大限予防と感染を最小限に食い止められるように衛生管理強化を図る。
- ・ 感染対策委員会にて、食中毒等の予防対策について検討を行う。また、定期的及び必要に応じて研修を実施し、知識の普及や啓発を行うとともに、衛生管理の徹底を図る。

③ 疾病発症時は嘱託医との連携の下、該当診療科受診と適切な処置を行う。

④ 生活介護・短期入所サービス利用者も含め、ご利用者の健康状態、基礎疾患を見据え、確実に個別支援計画立て支援して行く。

⑤ 褥瘡予防対策

他職種と連携し、発症や悪化させないように努める。

⑥ 腰痛ケア

職員の腰痛の発症・悪化・蔓延化を予防するため腰痛予防体操の実施、介助時の作業姿勢や動作等要因の把握及びリスク回避について検討する。

⑦ 専門職としての自覚を持ち、適切な医療、看護を行う。

- ・ 資質向上のための研修会や勉強会に参加する。
- ・ 専門誌を定期購読し知識向上に努める。

3 食生活支援について

ご利用者のニーズを反映した喜ばれる献立作り、季節感のある家庭的な食事環境作りを行い豊かで楽しい食生活が提供できるようカフェテリア選択食の充実に努める。また、ご利用者の生活機能の維持改善とQOLの向上、自立を支援するために大きな役割として適切な栄養管理、総合的な観点からの栄養ケア・マネジメントを実施しご利用者が健康に生活していけるよう支援していく。

① カフェテリア方式による全食選択食の実施

朝食：和 or 洋選択

昼・夕食：複数メニューより選択

② 行事食

新年会・忘年会・お花見弁当・レストランなど季節に応じた行事の実施

③ 健康維持増進

栄養ケア・マネジメントに基づいた個別栄養管理を行い低栄養・過栄養の予防や疾病の治癒・悪化防止など健康維持増進に努める。また、障害や加齢による嚥下困難者など個々の身体状況に応じた安全かつ安心な嚥下食の提供を行う。

④ 嗜好調査（年一回）

日常の食事や行事食、食事環境に対する意見や要望についてアンケートを実施する。調査結果で出てきたニーズには出来るだけ早く対応し食事に対する満足度に応える。また、課題については他職種と協働し迅速に対応をとる。

⑤ 食生活検討会（月一回）

ご利用者がより健康に暮らせるよう助言や情報の提供を行う。また、必要に応じ個々の栄養相談も合わせて実施する。

⑥ 衛生管理・厨房設備機器の管理

・ 食中毒対策の徹底

電解水利用による衛生管理（強酸性電解水による殺菌）

調理器具の衛生管理

新鮮な食品の選択、検品

感染症流行時期の衛生管理強化（ノロウイルス対策・検便）

・ 業務委託先へ徹底した衛生管理・健康管理指導の要請

・ 設備機器の点検

4 リハビリについて

ご利用者一人ひとりの性格や特徴、ご利用者とご家族の要望を把握したうえで、身体機能や精神機能、認知機能、日常生活状況などの評価を行い、評価に基づきニーズを導き出す。その時、その場のニーズに応じて計画を立案し、個々の思いや生活に密接したリハビリを提供する。リハビリ内容は身体機能面のみに目を向けるのではなく、各個人にとって価値のある活動を展開し、楽しみや役割のある生活を送ることを目指す。

他職種とも連携し、施設全体における生活支援を行う。そして、ご利用者自身が施設内から地域へより広く関心を持ち、社会参加へ繋がるよう支援を行っていく。

① 潜在能力の維持と改善、廃用症候群の予防

生活動作を維持するため、関節可動域訓練や筋力トレーニングなどの機能訓練を行う。受動的なリハビリではなく、個々の生活に合わせた計画をご利用者と一緒に考え、実行し、評価をしていく。自主的なトレーニングを積極的に取り入れ、必要に応じて個別に機能訓練を実施する。

② 生活行為を向上するためのマネジメント

ご利用者の思いや他職種からの情報、作業療法評価から生活の中での介入点をみつけ、ご利用者の状態に合わせた動作練習や介助方法の工夫、福祉用具等を適合することで、生活動作の維持・改善、自立度の向上を目指す。介入後には再評価を行い、継続して実行できる環境をつくる。

③ 社会生活意欲の向上

成功、失敗ともに実際の体験を経て、自身で考えながら経験を積み重ねられるような支援を行う。そして、個人のニーズに沿った地域移行や社会参加を目指す。

④ 意欲、活動性の向上

ご利用者の性格や身体状況を把握し、個人に寄り添った支援ができるよう心理的側面も考慮する。受動的な機能訓練だけでなく、能動的に取り組める作業活動を提供するため、活動内容を発信し、客観的な評価を得る等の工夫を行う。日中活動や生活場面へとつながるような活動を意識し、より意欲を引き出せるような支援を目標とする。

⑤ 車椅子評価用紙の作成・適合

ご利用者の身体状況と生活状況、車椅子の使用状態を評価し、身体に合った車椅子を業者と相談し申請を行う。また、完成した車椅子を身体・生活場面に適合するよう支援を行う。

⑦ 自助具等福祉用具の提案作成

日常生活動作や余暇活動がより楽に行えるようになり、生活範囲や趣味が広がるよう支援していく。

※リハビリ室に限定せず生活全般を考慮したリハビリを実施する。特に訴えのないご利用者に対しても十分に目をむけたリハビリの提供に心掛ける。

5 施設内外行事計画

行事を実施することにより、参加への自発性、社会性の養成、個性の伸長を促すとともに、ご利用者・職員・ご家族相互の親睦と信頼につなげ、心身ともに豊かな人生の実現を目指すことを支援する。また、ご利用者の要望や反省点を踏まえた行事の提供ができるように、実施担当者やご利用者を交え話し合いを行うなどし、より充実した内容となるように連携を図っていく。

① 主な年間行事計画

・ お花見（4月）

桜の花を見ながら春の到来を肌で感じてもらう。また、ご家族や知人、職員と食事や余興を通じ交流を図る。

・ 日帰り・宿泊旅行（年間を通じて実施）

施設外での宿泊、食事、買物をする事で施設以外の方々との交流を図る。また、施設から離れ、楽しい一時を味わってもらうことにより心身のリフレッシュをしてもらう。

- ・ バーベキュー（7月）
夏の到来を肌で感じながら、ご利用者と職員間での交流を深める。
- ・ 明成会秋まつり（10月）
日頃より明成会の事業に対し、ご理解ご協力いただいている地域の皆様に参加していただき、ご利用者・職員と交流を深め感謝の気持ちをあらわす。
- ・ クリスマス・年忘れ会（12月）
一年を振り返り、皆が健康であることを祝いながら、クリスマスの雰囲気を楽しんでもらい、ご利用者・ご家族・職員との親睦を深める。
- ・ 新年会（1月）
新年の雰囲気を楽しみ、ご利用者・職員間の親睦を深める。
- ・ レストラン（5月・9月・3月）
それぞれのテーマに沿って雰囲気づくりをし、ゆったりと楽しく食事を味わっていただく。
- ・ 園内喫茶
町内にある事業所、ボランティアの方々に協力して頂き、交流を図りながらゆったりとした雰囲気で楽しんでもらう。

6 環境整備

自然災害時における対策を講じ、安心・安全に生活ができる環境づくりに努めるとともに、ご利用者自らの力で自由に活動ができるよう、備品等の整備を行い、快適な空間づくりの提供に努める。

① 防災対策

災害時に必要となる食料品や生活用品、衛生用品等の備蓄、定期的な管理をし、災害発生時に、ご利用者が安心した状況で生活できるようにする。また、防災計画に基づいて、火災地震、風水害の訓練を実施する。

② 居住空間の改善

ご利用者が自己の力を最大限に活用できる住環境の提供を行うことで、不満なく自らの責任において、活動が可能となるような空間の確保に努める。

③ 環境美化

より快適な日常生活が送れるよう、生活環境の整備を行い環境美化に努める。

[在宅サービス]

生活介護事業・短期入所事業計画

1 基本方針

① 生活介護事業

在宅で生活をされている障害者の方を対象に生活介護サービスを行う。ご利用者個々の身体機能等に合わせた援助を行うことにより、在宅重度障害者の福祉の増進と介護家族の負担軽減を図る。

② 短期入所事業

在宅で生活をされている障害者の方が、介護者の介護疲れ、冠婚葬祭などのために一時的に介護が提供されない場合や、介護者のリフレッシュなどの目的で短期入所サービスを利用していただくことにより、障害者、介護者の社会参加の機会の拡大と福祉の向上を図る。

2 基本事業

① 食事サービス

ご利用者個々の食事形態や嗜好に合わせた食事の提供を行うと同時に、献立作成、盛り付けなどを工夫し、喜ばれる食事を提供する。また、ご利用者の体調に応じ食事の形態や内容に対応できるよう、栄養士、調理師と共に努める。また、個々の能力に合わせた介助等が出来るような体制を確保し、楽しく安心した食事を提供する。

② 入浴サービス

ご利用者の健康状態を把握し、事故のないよう細心の注意を払いながら、個々の能力や身体状況に応じた介助を行い、ゆっくりと心地よく入浴していただけるよう努める。

③ 相談及び援助

常にご利用者の心身の状況、その置かれている環境などの的確な把握に努め、ご利用者やご家族に対応し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

④ 送迎サービス

送迎時は、事故のないよう安全に配慮し、常にご利用者の状態を観察しながらの運転に努め、送迎時の車内がご利用者にとって良き交わりの場となるよう心がける。

⑤ 日常生活援助

ご利用者の個々の状態を正確に把握し、個々に応じた援助を行い、人権の擁護とプライバシーの保護に努め、質の高い介護サービスを提供する。また、個々の身体機能やニーズに応じたプログラムを作成し、個別に支援ができる体制の確保を行う。

⑥ 健康管理

ご利用者の健康状態の把握に努め、在宅生活での健康相談を行う。また、不安感を持っているご利用者の健康相談に応じることで、その不安の緩和を図る。

⑦ 機能回復訓練

ご利用者個々のADL向上に努め、身体面・精神面においても充実した生活が送れるよう支援するとともに、ご利用者、及びご家族の要望を把握した、より生活に密接

した訓練を提供する。

⑧ 余暇・創作活動

ご利用者個々の身体機能やニーズに応じた日中活動の場を提供し、より満足度の向上に向けた支援を行う。また、各サークル等については、充実した内容のあるものを提供することでより豊かで、生きがいを感じられるような支援に努める。

3 苦情解決

苦情窓口と解決のための第三者機関を明確化し、ご利用者の苦情に対し誠実に速やかに処理するよう努める。また、第三者委員の方との連絡を密に行いながら、ご利用者本位のサービス提供ができる体制の確保を図る。

4 地域との連携

地域に開かれた事業として、地域の住民やボランティア団体等との連携・協力をしながら地域交流に努める。

《相談支援事業所オイコニア》

四万十町役場健康福祉課や各事業所と連携しながら、主に町内で在宅生活をされている方の計画作成などに取り組み、件数は増えてきている。すでに障害福祉サービスを利用されている方の計画相談が多いが、これから障害福祉サービスを利用していきたい方の相談や、障害福祉サービスへの利用につながらなくても日頃困っていることなどについての相談事も増加傾向にある。

今後も各市町村や各事業所と連携・調整を密にしながら、ご本人の想いに寄り添い、計画作成や相談受付をし、その方の望む生活への実現にむけて共に考えていきたい。

1 特定相談支援事業（計画作成）

① 基本方針

障害者・児等の自立した生活が送れるよう、生活していくうえでのニーズの解決に向けて、各関係機関や多職種間と連携を図りながら、個々の提供されるサービスを包括的に調整し、きめ細かく支援する。

② 基本事業

- ・ サービス利用支援・障害児支援利用援助
- ・ 継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助

2 一般相談支援（地域移行・定着）

① 基本方針

施設や病院に長期入院等していた障害者が地域での生活に移行するために、住居の確保や新生活の準備等について支援する。また、一人暮らしをしている障害者について、緊急時における連絡、相談等の支援を行う

② 基本事業

- ・ 地域移行支援
- ・ 地域定着支援

3 障害児相談支援事業

① 基本方針

障害者・児等の自立した生活が送れるよう、生活していくうえでのニーズの解決に向けて、各関係機関や多職種間と連携を図りながら、個々の提供されるサービスを包括的に調整し、きめ細かく支援する。

② 基本事業

- ・ サービス利用支援・障害児支援利用援助
- ・ 継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助

4 四万十町相談支援事業

① 基本方針

障害者（児）及びその保護者又は介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供をする。また、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した及び社会生活を営むことができるようにする。

② 基本事業

- ・ 福祉サービスの利用の援助
- ・ 社会生活力を高めるための支援
- ・ 専門機関の紹介
- ・ 調整会議等への参加
- ・ 社会資源を活用するための支援
- ・ 権利擁護のために必要な援助
- ・ その他の生活相談に対する助言・指導

《グループホーム笑和》

ご利用者が地域において共同して自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、主として夜間において、ご利用者の身体状況及び精神状況並びに環境等に応じて、相談、入浴、排泄又は食事等の介護その他の日常生活上の必要な援助を適切かつ効果的に行うように努める。

1 基本事業

① 日常生活の支援

食事、入浴、排泄等の介護及び調理、買い物支援、身の整理整頓への助言や支援並びに日常生活面における相談、助言、支援を行う。

② 社会生活の支援

福祉サービス等に係る申請支援、経済面での支援、家族への必要な情報提供、緊急時の報告など家族との連携を行う。

③ 医療的支援

健康管理、衛生面への助言や支援、必要時は医療機関への受診同行、各関係医療機関との連携を行う。

④ 日中活動支援

日中活動事業所や就労先との連絡調整を行う。

⑤ 社会参加の支援

地域行事等へ参加し、地域との交流が図れるように支援する。

⑥ 個別支援計画の作成

アセスメントの実施、モニタリングによる修正、定期的なカンファレンスを開催し、ご利用者の状況やニーズに応じた支援をする。

2 職員研修

① 定期的な職員会の実施

② 外部研修会や内部研修会への積極的な参加

3 年間行事

5月 ドライブ

7月 ショッピング

10月 明成会秋まつり

12月 クリスマス会

1月 初詣

※その他、地域の行事（台地まつりやふくふくまつり等）への参加

4 防災訓練

火災や地震を想定した避難訓練を毎月実施する。

[介護保険法による居宅サービス事業]

《デイサービスセンター緑林荘・さくら貝》

はじめに

平成29年度は、要支援のご利用者の総合事業への完全移行により、緑林荘、さくら貝ともに、若干利用料収入の減収が見込まれる。また、要介護度の高いご利用者の施設入所や入院による利用者数の変動も予想される。

安定した経営のためには、新規ご利用者の確保や、利用中のご利用者の体調の変化に気を配る努力がこれまで以上に必要である。職員個々が専門職としての自覚を持ち、研修や自己啓発などにより資質の向上を目指していく必要がある。さらに、ご家族に向けても、介護職員からのケアへのアドバイスをを行い、きめ細かなサービスや情報の提供により、信頼が得られるよう努めていく。

今年度も認知症に関する基礎知識に基づいたケアを実践する。認知症の疾患別アプローチや適切な水分補給をベースにした認知症ケアに取り組み、廃用症候群の予防と改善を強化し、自立支援ケアに向けて科学的な介護が提供できるよう新たな通所サービスについて考えていきたい。毎回行っている百歳体操も定着してきたが、さらに筋力を維持向上できる運動について検討していきたい。

また、ご利用者一人ひとりに心から楽しく喜んでいただくために、笑顔でのサービスを実践し、“笑い”の部分も取り入れ、介護サービスの枠を超えた心の部分（ホスピタリティ）を意識してサービスを提供していきたい。

緑林荘では、建物や備品等が老朽化しつつあるため、定期点検を実施するなど耐用年数の延長を図るための管理の徹底と保全にも努めていきたい。

さくら貝では、地域と連携を図りながら、地元の高齢者の生活を支える拠点として生活支援をおこなっていきたい。四万十町受託事業である地域包括支援センター（興津支部）については、職員配置が整わずしばらく休止することとなったが、再開できるよう配置体制を検討していく。

1 基本方針

ご利用者が可能な限り、長年住み慣れた居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、各種サービスの提供及び日常生活上の支援を行ない、ご利用者の社会的孤立感の解消、心身機能の維持改善、並びに介護者である家族の身体・精神的負担の軽減を図る。また、ご利用者の苦情等に対しては、誠意をもって対応しご利用者の希望に沿った形で利用していただける事業の推進に努める。

2 基本事業

① 食事サービス

ご利用者個々の食事形態や嗜好に合わせた食事の提供を行なうとともに、献立や盛り付けなどにも工夫し、喜ばれる食事の提供を行う。ご利用者の体調に応じ食事の形態や献立内容が変更できるよう栄養士・調理師と共に努める。また、能力に合わせ介助等が可能な体制

を確保し、楽しく安心した食事ができるよう努める。

② 入浴サービス

ご利用者の健康状態を把握し、事故の無いよう細心の注意を払い、個々の能力や身体状況に応じた介助を行なう。また、ゆっくりと安心して安全な入浴ができるよう努める。

③ 送迎サービス

安全に配慮した合理的なコース設定を行ない、常にご利用者の状態を観察しながらの運行に努めるとともに、送迎時の車内がご利用者にとって良き交わりの場となるよう心掛ける。また、車内外の緊急時の対応が迅速にできるよう努める。

④ 日常生活の援助

ご利用者個々のADL動作に応じた援助を行ない、プライバシー保護と安全に配慮した質の高い援助の提供を行う。また、衛生面にも配慮し、快適な環境づくりに努める。

⑤ 健康状態の把握

来所時の健康状態を確認し、ご利用者の健康状態の把握に努める。また、健康維持について常に気を遣い不安感を持っているご利用者に対し、看護師が助言等を行ない不安の緩和を図る。

⑥ 機能訓練

機能訓練指導員による個別機能訓練を取り入れ、機能訓練の強化を図るとともに、心身機能を維持できるようご利用者に合わせたレクリエーションの提供、歩行訓練、音楽活動を取り入れた訓練、手芸等による日常動作訓練を行う。

⑦ 通所介護計画の作成、実施

ご利用者、ご家族の合意の基に居宅介護サービス計画書に沿った通所介護計画を作成し、計画に沿った援助を行う。また、カンファレンスを行い定期的な見直しを行う。

⑧ 介護者への助言

家庭での介護方法等について、相談助言をご家族の希望により行う。

3 個別対応

余暇活動、創作活動は個々の身体機能・心身機能に応じ、より生きがいにつながる内容を提供する。また、少人数又はご利用者ごとのレクリエーションについて、計画的な活動となるような取り組みを行う。

4 苦情処理窓口

苦情窓口受付職員を明確化し第三者委員と共に、ご利用者の苦情に対し誠実に速やかに対処できるよう努める。

5 事業所研修計画

ご利用者が快適にセンターを利用できるよう職員の資質の向上とサービスの均一化、情報の共有化を図る。

- ① 定期的な職員会（毎月1回）
- ② 年間を通じ計画的に施設内研修会を実施
- ③ 外部研修会へ積極的に参加

6 年間行事計画

【緑林荘】

- 4月 お花見
- 7月 第11回りょくりん交流会
- 9月 敬老会（敬老御膳）
- 12月 クリスマス会、年忘れ会・餅つき
- 1月 新年会

※上記の他、次の項目をその都度実施

- ・クッキング（おやつ）毎月2回実施
- ・地元の保育所や小学生と交流をおこなう

【さくら貝】

- 4月 お花見
- 9月 敬老会
- 12月 クリスマス会、忘年会、餅つき
- 1月 新年会
- 2月 第3回さくら貝交流会

※上記の他、次の項目をその都度実施

- ・クッキング（昼食・おやつ）を毎月各2回実施
- ・ご利用者の誕生日には手作りのカード、敬老の記念品をプレゼント
- ・歌謡ショーの開催（年2回）5月・9月
- ・保育園児や地域住民との交流、ボランティアの受け入れなど積極的に行う

7 防災訓練

- ・火災や地震を想定した避難訓練を実施する。
- ・緑林荘は年2回実施。地域の自主防災組織と連携して福祉避難所運営訓練を実施予定。
- ・さくら貝は保育所と合同で避難訓練を毎月実施、年1回机上でのシミュレーション訓練を実施する。

8 その他（さくら貝）

四万十町からの委託により『地域生活支援事業』を行う。

介護予防・日常生活支援総合事業

基本方針

ご利用者一人ひとりが住み慣れた地域で生活できるよう、地域包括支援センターと連携を図りながら総合事業通所介護サービスを実施する。要支援度の維持・改善のために日常生活上の支援などの「共通的服务」と運動器機能向上の「選択的服务」を実施する。

① 共通的服务

通所介護事業に準じる。

② 選択的服务（緑林荘）

ご利用者の運動器機能向上に係る個別計画を作成し、それに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直しを行い、生活機能の維持・向上を図る。具体的には、生き生き百歳体操や個別訓練に取り組み、立ち上がりや歩行に必要な筋力の向上、認知症の予防・改善を目指す。

《居宅介護支援事業所りょくりん》

引き続き、ご利用者の生活環境や心身状況を把握し、他事業者や関係機関との連絡調整を行い、ご利用者やご家族の希望に沿ったケアプランの作成に努める。地域では独居世帯、老老介護の家庭が増え、ご利用者の疾患も多様化してきており、それに対してサービスも多種多様となっている。ご家族の介護疲れによる介護放棄や虐待事例に関わることもあり、ご利用者だけでなくご家族に対しての介入が必要な場面も見られるため、各事業所との連携を今以上に深め、多くの研修に参加することで、様々な情報を収集し、各種手続きや助言など、ご本人がその人らしく自宅での生活を継続できるよう、適切な支援がスムーズにできるように努めていく。

【基本事業】

- 1 ケアプランの作成
 - ・ご利用者の意向やニーズに沿った尊厳が保たれるケアプランを作成し、適切なサービスの利用につなげる。
- 2 介護保険の申請、更新申請の代行
 - ・自身での申請が困難な方に対して、サービスが円滑に利用できるように申請用紙を作成し役場の窓口へ提出する。
- 3 予防給付・総合事業におけるケアマネジメント業務の実施（四万十町からの委託）
 - ・包括支援センターから委託を受け、要支援の高齢者のケアプラン作成を実施する。

[在宅高齢者等への配食サービス事業]

平成28年度に引き続き、在宅の高齢者等に食事を届けることにより、食事の面で安心した在宅生活が送れるように支援する。また、配食時には配達者が必ず声掛けを行い、安否確認をすることの徹底を図るとともに、異常時には速やかに関係者への通報を行うなどの的確な対応ができるようにする。

昨年10月から新たに四万十町配食サービス事業等の委託を受け、事業の対象者が広がるとともに1食あたり650円の内、公費1食350円の補助となり、配食サービスのニーズが拡大している。そのため、今年度も配送車両を新たに1台購入するとともに、基本的に3コースの配送可能な範囲内の対応可能な食数内において事業を実施する。

配送車両の購入や備品類については、四万十町と協議しながら補助金等を引き続き要望していくこととする。また、食数が増えたことにより「給食業務委託料」の見直しや食事の盛付け場所の課題等検討していく。

本年度も各関係機関と連携を図りながら、ご利用者のニーズにできる限り対応できるよう取り組む。

(1) 四万十町委託事業

＜四万十町配食サービス事業＞

要介護・障害の認定を受けている対象者

＜四万十町第1号生活支援事業に係る配食サービス事業＞

介護予防（要支援1・2及び事業対象者）の認定を受けている対象者

(2) 事業の目的

食事の確保が困難な高齢者等に対し、定期的な訪問による栄養バランスのとれた食事の提供と安否確認を行い、自立した生活を確保することを目的とする

[職員研修計画]

明成会の職員として、法人、施設の方針にもとづき、福祉専門職として使命感をもって各自の役割を的確に遂行できるように組織全体でサービスの質の向上と定着につながる育成的な職場環境づくりを目指す。

法人研修として、昨年度に引き続き外部講師を招き、明成会の次期リーダーの育成研修を行う。また、各事業所が一年間取り組んだ事例や研究を発表することにより、事業所間の情報の共有、交流を図りながら、専門性の高いサービス・チーム力の向上を目指す。

さらに、外部研修に積極的に参加し、専門的知識の習得・他施設職員との情報交換を行い、明成会の目指すサービスへ繋がるよう学習を行っていく。

1 法人研修

研修内容	目 的
新任職員研修	明成会の経営理念、法人概要を理解し、福祉施設職員としての必要な基礎的知識・技術・技能を習得する。
リーダー養成研修	外部講師を招き、明成会の次期リーダーとして期待する20~30代の職員を対象にこれからの明成会の成長と発展の一翼を担ってもらうための研修を行う。
人事評価者研修	人事評価制度運用の実務について再度学習する。
事業所交換研修	法人内の事業所の理解と職員間の情報共有を図るため、交換研修を行う。
「新」事業所取組報告	グループホーム開設にともなう「新」事業所の取り組み内容と、地域で暮らす障害者理解のための事例報告を行う。
先進企業の見学・研修	先進企業の見学と公開講座プログラムを受講することで、社会人としてステップアップに必要なノウハウを習得する。
経営理念・経営方針についての研修	明成会の経営理念と経営方針の理解と浸透を図るために、ディスカッションを行う
人権学習会	福祉の動向や福祉専門職としての役割について学習する。
救急法	救急法を習得し、緊急時の対応・救命処置技術の向上を図る。

2 事業所研修

【 オイコニア 】

研修内容	目 的
技術研修・事例検討 各委員会活動報告	生活サービス部の各委員会、各部署との情報共有を図りながら、職員の資質の向上を目指す。

【緑林荘・さくら貝・居宅りょくりん】

研修内容	目 的
介護技術研修	介護の在り方の原点に戻り、基本に基づいた実践を通しての応用、個々の技術の評価を行い、技術の向上を目指す。
認知症ケア研修	疾患別の認知症ケアに関する知識を習得し、早期発見・進行予防に取り組み、専門性の高いケアの提供を目指す。
救急法・避難訓練	救急法を習得し、緊急時の対応・救命処置技術の向上を図る。
感染症研修	ノロウイルスやインフルエンザなどの感染症や食中毒への対応、まん延防止策について理解を深める。
倫理・法令遵守研修	高齢者虐待防止や、法令順守について学び、ご利用者の尊厳を保つサービスを常に実践する。
介護予防研修	介護予防についての理解を深める。
事故予防研修	ヒヤリ・ハット報告の検証と事例検討を行い、事故発生時の対応について周知する。
権利擁護研修	プライバシーの保護、個人情報保護、身体拘束について理解を深め、ご利用者の権利を守るサービスを常に実践する。
食事形態研修	ご利用者個々の嗜好や、食事形態について再確認し、安全な食事の提供を行う。
災害時研修	非常災害時の対応について協議し、職員の連携を深める。
マニュアル研修	マニュアルの見直しを行い、最新の制度やご利用者の状況などに応じた内容に変更する。

3 自己啓発の支援

職員が自発活動として自らの専門知識の習得・能力開発を目的に休暇を利用し、外部研修会に参加する場合、研修参加費を援助することにより、職員の経済的負担を軽減する。

【広報活動】

明成会で行っている事業を積極的に広報することにより、広く地域の方々に明成会を知っていただくために、ホームページ・フェイスブックについては定期的に更新をし、明成会の事業や活動内容を分かりやすく、見やすい情報発信を心がけていく。

さらに、各事業所でのご利用者及びご家族向けの広報紙の発行にも取り組んでいく。ご家族に各事業所での取り組みや活動、ご利用者の様子を報告することにより、職員とご家族とのつながりの一つとしても活用したい。